

個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項

I 共通事項

(基本的事項)

第1 受託者は、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される情報（以下「個人情報」という。）及び本契約の履行にあたり知り得た、又は提供を受けた、若しくは受託者自らが作成した相手方固有の業務上及び技術上に係わる情報（以下「業務情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約の履行にあたっては、個人及び委託者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報及び業務情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約の履行にあたり個人情報を収集するときは、契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受託者は、委託者が承諾したときを除き、この契約の履行にあたり個人情報及び業務情報を取り扱う際は、自ら行うものとし、当該業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

2 受託者は、前項に基づき委託者に承諾を求める場合は、再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

3 受託者は、委託者の承諾により第三者へ委託する場合は、当該第三者に対し本特記事項に関する権利義務を負わせるものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、委託者が指示したときを除き、この契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供若しくは譲渡してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾したときを除き、この契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の引渡し)

第 7 受託者は、この契約の履行にあたり委託者から個人情報及び業務情報の提供を受けるときは、受託事業者であることを称するものを提示し引渡しを受けなければならない。

(適正管理)

第 8 受託者は、この契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報及び業務情報の適正な管理のために、情報の取扱い管理責任者を定め、必要な措置を講じなければならない。

(従事者及び作業場所の特定)

第 9 受託者は、この契約の履行にあたり個人情報及び業務情報を扱う場合、当該情報を扱う従事者及び作業場所を特定しなければならない。また、受託者は、特定した従事者及び作業場所以外で業務を行ってはならない。

2 受託者は、第 9 の規定に関し、個人情報を扱う場合、別紙「情報の取扱いに関する従事者等報告書」により、委託者に報告しなければならない。ただし、業務計画等において、同様の内容を記載し、委託者へ報告する場合には不要とする。なお、報告した内容を変更する場合には、その都度、委託者にその旨を報告しなければならない。

(文書・電子媒体等の取扱い)

第 10 受託者は、この契約の履行にあたり知り得た個人情報及び業務情報が記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 取り扱う範囲（作業場所）及び保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること。
- (2) 盗難、漏えい、改ざんを防止する適切な措置を講じること。
- (3) 取り扱うことのできる従事者の範囲、作業責任区分等を明確にすること。

(資料等の返還等)

第 11 受託者は、この契約の履行にあたり委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等及び業務情報が記録された資料等は、委託者に返還し、若しくは引き渡し、又は廃棄するものとする。なお、委託者から提供を受け、又は自ら作成した資料等が電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法については、委託者と受託者とが協議の上決定することとする。

(情報セキュリティ遵守状況の報告)

第 12 受託者は、この契約の履行にあたり、情報セキュリティ遵守に関する事項について、業務報告に併せて行わなければならない。

(監査)

第 1 3 委託者は、受託者がこの契約の履行にあたり、取り扱っている個人情報及び業務情報の状況を確認するために、監査することができる。

(事故報告)

第 1 4 受託者は、個人情報及び業務情報の取扱いに関し、この業務の履行に影響を及ぼす事故が発生又は事故の発生が予想されるときは、必要に応じて臨機の処置を講ずるとともに、直ちにその旨を委託者に通知し委託者の指示を受けるとともに、遅滞なくその状況を書面により、委託者に報告しなければならない。

(事故時等の公表)

第 1 5 委託者は、この契約の履行にあたり発生した情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、委託者が適切な説明責任を果たすために、必要に応じ、当該事故等の公表を行うことができる。

(損害賠償等)

第 1 6 受託者又は受託者の従業員が、この契約の履行にあたり知り得た個人情報の全部又は一部を不当に開示、漏えい、提供等した場合または当該業務の目的外に利用、提供等した場合は、委託者は、受託者に対して差止め、損害賠償及び委託者が必要と認める措置を請求できるものとする。

(対象外)

第 1 7 受託者は、次の各号に該当する情報は、業務情報として扱わないことを確認する。ただし、業務情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受託者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 業務情報を利用することなく独自に開発した情報

(従事者への周知)

第 1 8 受託者は、この契約の履行にあたり従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該契約の履行に関して知り得た個人情報及び業務情報をみだりに他人に知らせ、又は当該契約の履行目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知し、管理しなければならない。

(罰則)

第 1 9 この契約の履行にあたり従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が正

当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもので、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。（個人情報の保護に関する法律第176条適用の場合）

- 2 従事者が、この契約の履行にあたり知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがある。（個人情報の保護に関する法律第180条適用の場合）

（特定個人情報を取り扱う業務）

第20 受託者は、この契約による業務で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）における特定個人情報を取り扱う場合は、番号法に則り、委託者で定められた業務範囲でなければならない。

- 2 受託者は、特定個人情報の取り扱いを行う場合は、個人情報の保護に関する法律及び番号法で定められた関連事項を遵守する必要がある、従事者にこのことを周知し管理しなければならない。

II 個別事項（情報システムの運用保守及び開発に係る契約の場合）

（従事者及び作業場所の特定）

第21 受託者は、第9の規定に関し、個人情報の扱いの有無に関わらず、別紙「情報の取扱いに関する従事者等報告書」により、委託者に報告しなければならない。ただし、業務計画等において、同様の内容を記載し、委託者へ報告する場合には不要とする。なお、報告した内容を変更する場合には、その都度、委託者にその旨を報告しなければならない。

（情報セキュリティに関するサービスレベルの保証）

第22 受託者は、この契約の履行にあたり別紙「情報の取扱い保証仕様書」に定めるサービスレベルを保証しなければならない。

以 上